



(趣旨)

第1条 児童虐待相談件数の増加対策及び早期発見対策等の強化のため、学識経験者、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者により児童虐待等に関する調査分析及び対応策の協議を行うため、児童虐待等調査対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査分析を行い、対応策について協議を行う。

- (1) 児童虐待の増加原因
- (2) 児童虐待の早期発見対策等

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(調査)

第5条 協議を行うために必要があると認めるときは、委員会は関係者を招いてのヒアリング、また現地調査等を行うことができる。

(助言者)

第6条 委員会は、協議を行うにあたって参考とするため、アドバイザーを招聘することができる。

(守秘義務)

第7条 委員会に出席した者は、正当な理由なく、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、奈良県福祉部子ども家庭局子ども家庭課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。